

公立大学法人横浜市立大学特任 URA に関する運用細則

制 定 令和 6 年 8 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この運用細則は、外部資金等により雇用される非常勤職員就業規程第 3 条第 1 項第 4 号に定める研究支援人材（以下「特任 URA 等」という）に関する職階及び給料について定めるものとする。

(職階等)

第 2 条 特任 URA 等の職階、呼称、適用基準は、別表 1 を基準とする。

(給料)

第 3 条 特任 URA 等の給料は、別表第 2 を基準とする。ただし、理事長が特に認める場合は、当該表に定める給料を超える額を支給することができるものとする。

- 2 前項の規定に基づく給料の決定については、その者の業績、経歴及び前職の年収額等を勘案し、理事長が決定する。
- 3 特任 URA 等が管理職として任命された場合は、公立大学法人横浜市立大学非常勤職員就業規則第 41 条第 6 項に基づき、管理職手当を給料に加えることができる。その場合の管理職手当については、公立大学法人横浜市立大学職員管理職手当支給要綱に規定する別表 1 を準用する。

(委任)

第 4 条 この運用細則に定めるもののほか、この運用細則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1

呼称（職位）	適用基準	適用基準経験年数（いずれか）
アシスタント URA（特任助手）	担当する業務内容に係る専門的知識又は業務経験を有し、上位職の指導又は助言を受け、業務を遂行することができる者	<ul style="list-style-type: none">・研究支援業務経験 3 年未満・研究職歴 3 年未満
アソシエイト URA（特任助教）	担当する業務内容に係る高度な専門的知識及び業務経験を有し、上位職と連携して、確実に業務を遂行することができる者	<ul style="list-style-type: none">・研究支援業務経験 3 年以上・研究職歴 3 年以上・助教相当職経験者
チーフ URA（特任講師ま	担当する業務内容に係る特に高度な専門的知識及び業務経験を	<ul style="list-style-type: none">・研究支援業務経験 10 年以上・研究職歴 10 年以上

たは准教授)	有し、シニア URA と連携して業務を確実に遂行するとともに、リサーチ・アドミニストレーターの業務の企画及びマネジメントの資質を有し、チームを率いて確実に業務を遂行できる者又は卓越した専門的知識及び業務経験を有し、シニア URA と連携して業務を遂行できる者	・講師又は准教授相当職経験者
シニア URA (特任教授)	リサーチ・アドミニストレーターの業務内容に係る極めて高度な専門的知識及び優れた業務経験を有し、それをもって業務を遂行するとともに、リサーチ・アドミニストレーターの業務を総括することができる者	・研究支援業務経験 15 年以上 ・研究歴 15 年以上 ・教授相当職経験者

別表 2

段階	アシスタント URA (特任助 手)	アソシエイト URA (特任助 教)	チーフ URA (特任講師)	チーフ URA (特任准教 授)	シニア URA (特任教 授)
I (1 ~ 3 年)	350,000 (4,200,000)	450,000 (5,400,000)	550,000 (6,600,000)	630,000 (7,560,000)	710,000 (8,520,000)
II (4 ~ 6 年)	380,000 (4,560,000)	480,000 (5,760,000)	570,000 (6,840,000)	650,000 (7,800,000)	730,000 (8,760,000)
III (7 ~ 10 年)	410,000 (4,920,000)	510,000 (6,120,000)	590,000 (7,080,000)	670,000 (8,040,000)	750,000 (9,000,000)

* 上段は月額給料額、下段の () は年俸額